

定期性総合口座

令和3年3月22日現在

商 品 名	・ 定期性総合口座（総合口座）
販 売 対 象	・ 個人（お1人1口座） ただし、お取引は成年の方に限ります。
取 引 内 容	・ 定期性総合口座として、次の取引ができます。 （1） 普通預金の取引 （2） 定期預金の取引（1口1万円以上） （3） 定期積金の取引（1口の掛込金額千円以上、契約期間6か月以上） （4） 上記（2）（3）を担保とする当座貸越の取引 ・ なお、普通預金単独でのご利用もできます。
預 金 取 引	・ 定期性総合口座を構成する普通預金、定期預金、定期積金の取引につきましては、各預金の商品概要説明書を参照ください。
当 座 貸 越 取 引	・ 普通預金の残高を超えて、ご請求または各種料金の口座振替のご請求があった場合、定期性総合口座の定期預金、定期積金を担保として自動的に当座貸越によりご融資いたします。
貸 越 極 度 額	・ 担保合計の90%（円単位）または200万円のうちいずれか低い額とします。 なお、担保合計額は、定期預金の元帳残高および定期積金の掛込残高の合計額とします。
貸 越 利 率	・ 定期預金 担保定期預金利率+0.5% （担保定期預金利率は最長預入期間の利率を適用します） ・ 定期積金 担保定期積金利率+0.7%
当 座 貸 越 利 率 の 適 用 順 位	・ 貸越実行（支払）の場合の順位 （1） 貸越利率の低い順 （2） 同利率の場合は「定期預金」「定期積金」「変動金利定期預金」の順 ・ 貸越返済（入金）の場合の順位 （1） 貸越利率の高い順 （2） 同利率の場合は「変動金利定期預金」「定期積金」「定期預金」の順
貸 越 利 息 の お 支 払 時 期	・ 貸越利息が発生していた場合は、年2回（2月、8月）の当庫所定の日にお支払いいただきます。

貸越利息の 計 算 方 法	<ul style="list-style-type: none"> 取引の都度、利息額を計算します。 <p><計算式></p> $\text{(貸越利息計算対象残高} \times \text{日数 (前回取引日 - 今回取引日の前日)} \\ \times \text{当座貸越利率)} \div 365$ <p>(注) 計算は、小数点以下第4位まで計算し第4位を切り捨てる。</p>
金利情報の 入 手 方 法	<ul style="list-style-type: none"> 金利はホームページでご確認いただくか、店頭備え付けの金利表示ボードもしくは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 別表(※)のとおり受付けております。 <p>※ 別表「苦情・紛争等の受付窓口」</p>
その他参考と な る 事 項	<ul style="list-style-type: none"> 担保とする定期預金、定期積金は同一名義に限ります。 公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金等の自動受取ができます。 預金保険制度の対象預金となります。 預金保険によって、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。なお、当金庫に複数の口座がある場合は、元本を合計して元本1,000万円までとその利息が対象となります。 <p>ただし、元本の合計には決済用預金(当座預金、無利息型普通預金)は含まれません。</p>